

平成27年

目黒区教育委員会

第39回定例会会議録

(平成27年10月27日開催)

-第39回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成27年10月27日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会委員長	小村 恵子
	教育委員会委員長職務代理者	笹尾 敦夫
	教育委員会委員	中山 ひとみ
	教育委員会委員	木村 肇
	目黒区教育委員会教育長	尾崎 富雄

出席職員	教育次長	関根 義孝
	教育政策課長（学校統合推進課長兼務）	
		山野井 司
	学校運営課長	佐藤 欣哉
	学校施設計画課長	照井 美奈子
	教育指導課長	佐伯 英徳
	教職員・教育活動課長	濱下 正樹
	めぐろ学校サポートセンター長	増田 武
	統括指導主事	細田 真司
	統括指導主事	和田 孝
	生涯学習課長	金元 伸太郎
	八雲中央図書館長	大迫 忠義

書記		鈴木 敏由起
		山東 隆博

(午前10時30分開会)

- 委員長 第39回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は笹尾委員です。
それでは、日程第1から第3までは関連する案件ですので、一括して議題とします。

日程第1	議案第44号 目黒区情報公開条例の一部を改正する条例 (意見聴取)
日程第2	議案第45号 目黒区個人情報保護条例の一部を改正する条例 (意見聴取)
日程第3	議案第46号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (意見聴取)

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 この件について、ご質問等ございますか。
特にないようですので、採決を行います。
まず、議案第44号に賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

- 委員長 全員賛成ですので、議案第44号は原案どおり可決します。
次に、議案第45号に賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

- 委員長 全員賛成ですので、議案第45号は原案どおり可決します。
最後に、議案第46号に賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

- 委員長 全員賛成ですので、議案第46号は原案どおり可決します。
次に、日程第4を議題とします。

(日程第4 平成27年度前期目黒区立学校におけるいじめの状況について)

て（報告事項））

- 説明員 （資料により説明）
- 委員長 この件について、ご質問等ございますか。
- 委員 差し支えのない範囲で教えてほしいのですけれども、3ページの「いじめの児童生徒への対応状況」で、関係機関等との連携が1件あります。これは具体的にどうなのですか。
- 説明員 この連携のケースでございますが、実は小学校4年生の児童の件で、悪口によりいじめられた児童が所属しているサッカーチームがございまして、そのサッカーチームのコーチと学校が連携をして、共同歩調で取り組んでいたという事案でございます。
- 委員 27年度の中学校1年生は5件ということですがけれども、これは、昨年度の小学校の6年生4件につながっているのでしょうか。
- 説明員 昨年度のこの時期、中学校1年生は2件だったのが、今年度、1年生で5件発生しております。このお子さん方が26年度の6年生のときの4件かというお尋ねですが、この4件と、5件は全く違う事案でございます。
- 委員 では新たに5件、問題が出てきたということでしょうか。
- 説明員 この26年度の6年生の4件は全て年度内に解消しております。新たに、今年度前期の段階で、中学校1年生で5件、いじめが発生したということでございます。
- 委員 不登校の解決というのは、非常に大変だと思うのですが、いじめは、しっかり検出できて対応すれば、かなり解決すると個人的に思っていたのですが、解決率が5割ぐらいです。
- あと、関係ないかもしれませんが、うつ状態などを検出するのは、やはり上司とか、それを見守っている方が一番検出率が高くて、その次が同僚ということになるのですが、学校の先生がやはりキーマンで、検出するにも対応するにも、いじめは学校の担任の先生が一番だというのは、資料の3ページの、いじめられた児童生徒のその後の状況を見て感じるわけですがけれども、その対応で50パーセントぐらいの解決率というのは、少ないような気がします。
- 説明員 この21件中、小・中合わせて10件が解消しているものということで、一つ一つの状況等について学校からの報告を受け、精査をしております。解決したと学校から上がった案件でも、詳細を聞くと、やはりまた形を変えている。まだ不安な要素がある案

件について、完全に解消していないということで差戻しをして、その段階では「一定の解消が図られたが継続支援中」と捉えております。一見その行為がなくなったかに見えても、また別の形で行われるというのがいじめの非常に難しいところでございますので、そういった部分もしっかり、学校から受けた報告を精査しているところであります。

26年度もそういったところで、前期の段階では、その部分のところを学校に話をし、最終的には、26年度に発生したいじめについては、年度内に全て解消しております。

今後、解消に向けては、一見それがなくなったかに見えてもまた起こるといふ、いじめの怖い部分のところをきちんと学校等には周知してまいりたいと考えております。

○委員長

その他ご質問等ございますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

次に、日程第5を議題とします。

(日程第5

無記名式いじめアンケート(試行実施)取組状況報告について(報告事項))

○説明員

(資料により説明)

○委員長

この件について、ご質問等ございますか。

○委員

先ほど報告いただきたいいじめの状況と、この無記名のいじめアンケートの数の差というんですか、それは教育指導課長が何回もおっしゃったとおり、確かに差があるんですが、一番感じるのは、このアンケートの一番最後に、いじめられている人を知っていますかという、客観的に第三者が見たいじめの状況の数がこれだけあるということですね。それと、やはり学校で検出できたいじめの実数等に、まだかなり差があると感じます。この差をどうやって埋めていくかがこれからの課題で、あらゆる手段を使ってこれを把握していかないといけないと思います。

○説明員

いじめられている人を知っているかという数ですけれども、小学校1年生から6年生まで合計すると1,052人いるわけですが、1人の子のいじめの案件を複数の子が見ているわけで、これがそのままいじめの件数にはならないとは思っております。

ただ、やはり相当数の子どもがそれを見ていて、中にはそれを先生に報告するお子さんもいれば、なかなかその部分を報告でき

ない、見過ごしてしまう。ただ、それは、そのときの子どもの心理状況からすると、今度は自分が標的になってしまうのではないかという心理状況については、理解はできると考えています。

ただ、学校全体として、それはもう許されない、先生に言いやすい、そういった雰囲気を学校全体で醸成していくという取り組みの必要があるかと思っています。あとは、最終的な収束までいかず中途半端な指導に終わってしまうと、また形を変えて起こってしまいますので、発生した後必ず組織的に行うことで注意をしてみたいと考えております。

ただし、実は悪口であるとか、持ち物を勝手に使われたりという数は、これらが想定していた以上の数でありました。

逆に、メールや掲示板などに悪口や個人情報を書かれ嫌な思いをしているという数は、もう少し多いかなと考えておりました。実際、先ほど前期の報告の中で申し上げましたLINE等を使いたいじめ等については、このアンケートの中では実は出てきておりません。9月現在の、今起こっていることについての声を上げていますので、LINE等はそれ以前の話だったので、そこには反映されていません。ただ、これについて、やはり中学生であれば、無記名といっても、これでは自分の書いたことが知られてしまうかもしれないので書けなかったのではないかということが推測されます。

やはりそういった部分で、委員おっしゃるように、あらゆる手段を使って、学校全体、地域、そして保護者との連携を密にしながら、社会、地域全体で、いじめの根絶に向けて取り組むという姿勢は今後とも貫いてまいりたいと考えております。

○委員

いじめられているというのは、他人よりも、いじめられた本人が本当が一番感じてわかるはずですが、自分自身の問題ですから。それなのに、日程第2の資料では本人からの訴えというのは、小学校が4人で中学校はゼロという状況がございまして、言いやすい状況、検出しやすい状況をどんどんつくっていくのも大事なことだと感じました。よろしく願いいたします。

○委員

ある意味で、無記名式のアンケートのほうがいじめの件数が多くなるというのは予想できた結果だと思えます。もちろんそれには複数回答で増えるというところもあるし、あるいは単発的なけんか、特に低学年で、後ろの考察のところにもありましたけれども、消しゴムを借したのに返さないとか、何かそういう単発的な

けんかみたいなことも含まれてしまう。そういう不正確性というのはあると思いますが、やはり無記名だから書けたということが一番大事で、そういうことがあれば、それによって出てくるものをどう指導につなげるかというところで、やはり無記名のアンケートの意義というのはすごく大きかったと思います。その点で、記名の有無により結果が変わることはないように思われるというような考察は、少し甘いのではないかなという気がします。

無記名のアンケートによって、やはり現場の先生たちが、ひょっとしたら自分がまだ気がついていないものがこのクラスにあるんだという、その信号を与えるということが先生たちの気持ちに伝わって、いい方向につながっていくという意味でも、やはり無記名アンケートはすごく重要だと思いました。

それから、先ほど、記入者を把握できるように列ごとに回収したというのは、やはり子どもたちは無記名だから書こうと思っているときに、これはうそじゃないかというふうに思われてしまいます。先生に対する信頼や、こういうものに対する信頼を害してしまうので、今回は何かそれで問題が起きなかったことと思えますけれども、そういうことは本末転倒ではないかなと思います。

○説明員

この結果を受けての考察で、やはり無記名アンケートの実施については、実は校長会の中でも賛否両論出ておまして、実施して、それが特定できないとその後の事後指導に使えないというのが一番大きな懸念材料として上がってきたところです。それについては、今回、特定することが主な目的ではなくて、今現在起きている状況について正確に把握するということが重要なんだということで実施に踏み切ったところでもあります。

結果から出てきた考察については、いじめについて本当に真剣に捉えて、前向きに、かつ、建設的に捉えた考察が思った以上に寄せられたと思っております。

例えば5ページの下から5つ目ですけれども、無記名式の意図を説明することを通して、子どもたちの間で起きていることがいじめかどうかは問題ではなく、いじめと疑われる言動を早期に発見し、深刻化する前に早期対応をすることが重要であることを確認することができたということです。1,000以上の悪口を言われたということで、子どもの数、当然それを放置していけば、一つ一つをやはりしっかり見取って、取組みにつなげていかなければ、当然そこからどんどん発展をし、深刻化してしまうとなか

なか表には出てこない。深く潜行してしまういじめ、そして、最悪の事態ということも十分考えながら、やはり今後取り組んでいく必要があるなど思っております。

また、この実施についての、その記述は7ページのところに、「無記名アンケート実施後の対応方法について」で書かれておりますが、無記名アンケートでも回収の仕方を工夫して、すぐに対応が必要な場合に備えたという、非常に前向きな考察ですが、やはり今回のアンケートの狙いからすると、やや外れてしまう。そうなれば、本当に自分の声はそこに書けないんだなというようなことにつながってしまいますので、この無記名式のアンケートの狙いについては、もう一度改めて確認してまいりたいと考えております。

○委員 私も今の指摘になった点がかなり重要だなという認識を持ちました。要は、いじめと疑われる言動を早期に発見し、深刻化する前に早期対応する。

私もこれが重要だとは思いますが、一つは保護者のかかわり方というのが読みづらいです。要は保護者を、こういった無記名のアンケートの結果を保護者に示すことによって、どういう方向に啓発していくのかというのが少し読みづらいかなと感じました。というのは、質問の内容を、例えば保護者に相談したとかそういうようなことは、これはあえて除いたのかもしれないですけれども、そういうところから、こういういじめに関して、保護者の影響というのは読み取れない。保護者の啓発に向けた形でやっていくことによって、深刻化する前の早期対応という具体策がいろいろ出てくるのではないかなという気がします。

○説明員 委員ご指摘の保護者のかかわり方、これも極めて重要であります。今回、この結果をどういう形で活用していくかについては、校長会にまず示した上で、これを保護者にどう伝えるか。この表を保護者に伝えるという点は果たしてそれがいいのかという部分もありますが、やはり今の実態がこうなんだということは、何らかの形で伝えた上で、保護者に危機感を持っていただいて、ぜひご家庭でもそういった部分、お子様の様子を十分に見てほしいという啓発につなげていきたいと思っております。伝え方については、今後検討してまいりたいと考えております。

○委員 今回のいじめの無記名式アンケートについて、実施していただいたことについて大変評価したいと思います。他の自治体でも既

に無記名式のアンケートは実施されておりまして、ほぼ、概ね同様の傾向が出ていることは既に明らかになっているわけですが、これを受けて今後どう対応していくかということが問われているのだと思います。基本的な理念とか基本的な認識については既に何回も議論しているところなので、具体的な枠組みの中では限界があるということが結論ではないかと思うのです。

各学校経営の中で、非常に努力されているのは、これは誰も、各委員共通の認識であり、そのとおりだと私も思います。したがって、もう少し違う枠組みを系統的に構築していく必要があるだろうと思うんですけれども、一つはやはりいじめ防止対策推進法をもとに、条例化の検討ということが大きな課題になっております。また、いじめ防止基本方針について、国の基本方針と学校の基本方針は、必須であり努力義務規定ではありません。地方いじめ防止基本方針は努力義務規定でありますけれども、国と学校は必須なんで、これを置いていないことは法律違反になります。学校いじめ防止基本方針についていえば、「当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」ですから、不作為的な要素も出てきますので、その前段となる、地方のいじめ防止基本方針を参酌しなくてもいいようになっているので、このところをもう一回整理して、新たな一歩を踏み出さなければいけないと思います。

それと同時に、今まで保護者や地域、学校との連携と言っておりましたけれども、その枠組みもやはり、もう少し新たなものに発展していく必要があるのではないかと思います。例えば、法律の14条でいうところであれば、これまで関係機関としては児童相談所とか法務局とか、これまで関連しながら対応してきた部分もありますけれども、そういった連絡協議会の設置ということが法律上想定されているわけで、新たな枠組みもぜひ検討を進めるべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○説明員

今回の結果を受けた根幹にかかわるご指摘であるかと存じます。

現在までのさまざまな取組みについて評価し、改善をするということが、実は今回の無記名式アンケートの一つの狙いでありました。改善については今後取り組んでまいりたいと思っております。

やはりそれには、現在のさまざまな取組み、現状認識も含めて、

限界があるという厳しいご指摘でございますので、現在、学校にも学校のいじめ基本方針、そして、いじめ対策の委員会が設置されております。それが本当にきちんと活用されているのか、実際に機能しているのかも改めて見た上で、新たな枠組み、システムということのご助言でございますので、それを踏まえまして、今後この結果を重く受けとめつつ、保護者・地域・学校との連携等についても、改めて再構築するためのいろいろな取組みについて、今後総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

その他ご質問等ございますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

次に、日程第6を議題とします。

(日程第6

平成27年度前期目黒区立学校における不登校の状況について
(報告事項))

○説明員

(資料により説明)

○委員長

この件について、ご質問等ございますか。

○委員

2点ほどお伺いしますけれども、まず、小学校の13件の関係と、学年ごとの関係について、例えば中学校1年生ですと14件ですよね。前年から引きずっている件数というのがあれば、教えていただきたいと思います。

2点目ですけれども、30日以上ということで統計をとられていますけれども、各学校の中では、1日でも不登校があればすぐ対応に入っていることは間違いないと思います。例えばサポートセンターとして、30日に満たない、例えば10日とか20日というような、そういうデータはあるのでしょうか。

○説明員

まず1点目の、前年度から引き続き継続して不登校である児童・生徒数でございますけれども、1ページ目の3番の表で、例えば中学校1年生であれば、14人の下の括弧書きの8人が6年生の時点から不登校である生徒でございます。

また、2点目の質問でございます。不登校の30日に満たないけれども、それ未満の不登校の予兆としての児童・生徒について、把握している数ということでございますけれども、こちらはサポートセンターで把握しております。現在、9月30日時点で把握しております数は、小学校の児童におきましては4人、中学校に

おきましては10人でございます。いずれにしましても、このような数におきましては、年6回の各学校からの個票の提出で把握しておりまして、その都度、学校と連携して、不登校に至らないように、早期発見・早期解決に向けて取り組んでいるところでございます。

○委員　　今、9月30日付で、小学校4人、それから中学校10人という数字が出ましたけれども、この人数把握の日数というのは、どういう日数で把握されているんですか。

○説明員　　まず、こちらの、先ほど私が申し上げました年6回の個票による把握でございますけれども、こちらは、大きくは長期欠席という枠で広げておりまして、その中で、例えば病気のお子様は何人、不登校の児童・生徒は何人ということです。また、不登校の30日に至らないまでも、学校として課題のありそうな児童・生徒については全てあげております。そのような中で早期発見に努めているところでございます。

○委員　　一ついいでしょうか。スクールカウンセラーの派遣は57人で、スクールソーシャルワーカーの派遣1人ということですがけれども、このスクールソーシャルワーカーが関わる件というのは、例えばほかの関連機関との調整が主だとか、何か役割というか、どういったケースを持つとかということが決まっているのでしょうか。

○説明員　　スクールソーシャルワーカーにつきましては、特に家庭の状況に課題のある児童・生徒について、学校からの申請により、保護者の同意を得て取り組んでいるものでございます。例えば、不登校のみならず、虐待、非行等を解決するために、学校や家庭、関係機関との連携を図ることによりまして、直接・間接的に児童・生徒と関わり、困難な問題の解決を図ることを使命として期待しているものでございます。そのような形で、学校からの相談に応じて家庭に派遣するなどして、課題の解決に取り組んでいるものでございます。

○委員　　それでは、学校からスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーへの依頼が来るということで、特にスクールカウンセラーとソーシャルワーカーを分けて何か業務を依頼しているということはないんですか。何か基準というか、スクールソーシャルワーカーは1人しかいないんですけれども、何か特別に、何か関連機関との調整が特に必要なケースだとか、例えば1人ですが、

スクールカウンセラーと同じ1人なのか、特別に何かあるのか。スクールソーシャルワーカー1人なので、こういったケースのときにはスクールソーシャルワーカーに依頼しているとか、何かそういうことがあるのでしょうか。

○説明員　　まず、スクールカウンセラーにおきましては、基本的には学校におけます相談業務を基本としております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、先ほど申し上げました特に課題のある案件につきまして、学校や家庭、関係機関との連携を図る必要があることについて、学校から一つ判断がありまして、その上でスクールソーシャルワーカーを利用したいということで、依頼があったことについて派遣するように努めているものでございます。

○委員　　不登校の理由のところは、「無気力、不安などの情緒的混乱」という表現がありますが、この無気力とか情緒的混乱というのは、具体的に言うと、どういう形で確認したのでしょうか。要は、本人にそういう形で面談をした上で確認したのか、情緒的混乱というようなことだと、これは例えばお医者さんとかそういうのも絡むのかもしれませんが、その確認方法についてどうでしょうか。

○説明員　　こちらの把握におきましては、まず、年6回の、先ほど申し上げた個票という形で上げていただいております。その中で、学校の中で、日ごろから面談したり、家庭訪問をしたり、あるいは保護者と相談するなどして得た情報をもとに、この判断をいただいております。

○委員　　それでは、再確認ですけれども、そういった学校で行う確認については、当然のことながら学校全体というか、先生方、あとは校長先生、それから、当然のことながら、その内容が教育委員会事務局にも報告されている、そう解釈してよろしいでしょうか。

○説明員　　こちらの年6回の報告につきましては、必ず学校管理職を通して上げていただいておりますことから、学校全体で把握しているものでございます。

○説明員　　学校現場のことですので、教育指導課から少し補足をさせていただきます。

当然、学校の中には生活指導部会あるいは教育相談部会等、不登校児童・生徒を主に取り組む部会、委員会がございまして、その中で、各学年から上がってくる不登校の児童・生徒の状況については、定期的に情報交換をいたしております。その中で当然、

不登校の理由についても、学校として共通のやはり物差しを持っていて、こういった状況について、しっかり区分けできないケースもありますけれども、そういった委員会の中で、一件一件についてきちんと精査をし、その上でめぐろ学校サポートセンター等に報告をしているというのが現状でございます。

- 委員長 その他ご質問等ございますか。
 特にないようですので、この報告を受けました。

〔 資料配布 ・平成27年12月行事予定 〕

- 委員長 以上で本日の定例会を閉会します。

(午後0時4分閉会)